

○避雷設備の位置及び構造として日本産業規格に適合するものの指定について

平成 11 年 4 月 1 日

高広振組消防局告示第 4 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日 高広振組消防局告示第 2 号

改正 令和元年 5 月 28 日 高安消組消防局告示第 1 号

高崎市・安中市消防組合火災予防条例（平成 11 年高崎市等広域市町村圏振興整備組合条例第 12 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、避雷設備の位置及び構造として日本産業規格に適合するものを次のように指定する。

- 1 J I S A 4 2 0 1（建築物等の雷保護）－ 2 0 0 3
- 2 J I S A 4 2 0 1（建築物等の避雷設備（避雷針））－ 1 9 9 2

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年 7 月 1 日から施行する。